

平成29年11月10日

国立大学法人東京医科歯科大学  
学長 吉澤 靖之 殿

医学部附属病院監査委員会

### 平成29年度第2回監査委員会の結果報告について

国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院監査委員会規則に基づき、下記のとおり監査を実施しましたので報告いたします。

#### 1. 監査の方法

医学部附属病院の安全管理体制等について、医学部附属病院管理者、医療安全管理責任者、医療安全管理部長、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者へのヒアリングを行った。

#### 2. 過去の指摘事項について

(平成29年度第1回監査委員会指摘事項)

- ・高難度新規医療技術等新たなことにチャレンジされているなかで、組織改編、規則作りに努力されているのが見てとれた。しかしながら、それらの諸課題に対する貴院の迅速な対応の裏返しで、組織図や体制フロー図に新たな組織等が追加されることで複雑になっており、全体像がすぐには分かりにくくなっているため、現場の医師、医療職から見ても分かり易いよう組織図や体制フロー図を整理してもらいたい。

(対応状況)

医療安全マニュアルの「レベル3C以上 時間外（夜間・休日）の報告体制フローチャート」の修正を実施したことを資料により確認した。また、医療安全管理体制図等についても現在見直し中の案が示され、今年度のマニュアル更新に合わせて変更予定である旨報告があった。

(監査委員会)

継続して改善に努めていただきたい。

### 3. 監査の結果

医療安全マニュアルについて、毎年見直しを行っているようだが、記載内容や概念が古いものもあり改訂が十分ではないため対応していただきたい。

(例) 医療事故の定義について

以下のような定義付けが可能であり、マニュアルの記載を整理していただきたい。

- ・医療法に基づく医療事故
- ・医療法施行規則に基づく医療事故
- ・医療安全管理委員会で検討対象とする医療事故

また、改訂方法についても、新たな法令の制定や法改正、新制度等ができた際に確実に内容を反映できるような手順を検討していただきたい。

以上